

報道発表資料

令和 3 事務年度 所得税及び消費税調査等の状況（熊本県版）

令和 4 年 12 月

熊本国税局

調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

○ 高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を優先して調査したことにより、**実地調査（特別・一般）の 1 件当たりの申告漏れ所得金額及び 1 件当たりの追徴税額は過去 10 年間で 2 番目**

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が 259 件（前事務年度 149 件）、着眼調査が 41 件（同 28 件）であり、簡易な接触の件数は 5,151 件（同 4,601 件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は 5,451 件（同 4,778 件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は 2,510 件（同 2,238 件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 実地調査による申告漏れ所得金額は、30 億 2 千万円（同 16 億 3 千 5 百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 29 億 3 千 4 百万円（同 15 億 4 千 9 百万円）、着眼調査によるものは 8 千 6 百万円（同 8 千 6 百万円）となっています。
- 1 件当たりの申告漏れ所得金額は、特別調査・一般調査によるものは 1,133 万円（同 1,040 万円）、着眼調査によるものは 210 万円（同 306 万円）となっています。
- また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は 15 億 5 百万円（同 19 億 8 千 9 百万円）となっており、調査等合計では 45 億 2 千 4 百万円（同 36 億 2 千 4 百万円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、5 億 4 千万円（同 2 億 8 千万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 5 億 3 千 5 百万円（同 2 億 7 千 1 百万円）、着眼調査によるものは 5 百万円（同 9 百万円）となっています。

- 1 件当たりの追徴税額は、特別調査・一般調査によるものが 207 万円（同 182 万円）、着眼調査によるものが、12 万円（同 31 万円）となっています。
- また、簡易な接触による追徴税額は 8 千 8 百万円（同 1 億 8 千 4 百万円）となっており、調査等合計では 6 億 2 千 8 百万円（同 4 億 6 千 4 百万円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1 件当たり 10 日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比		対前年比		
調査等件数	件	149		28		177		4,601		4,778	
		259	173.8%	41	146.4%	300	169.5%	5,151	112.0%	5,451	114.1%
申告漏れ等の非違件数	件	131		14		145		2,093		2,238	
		229	174.8%	28	200.0%	257	177.2%	2,253	107.6%	2,510	112.2%
申告漏れ額	万円	154,905		8,558		163,463		198,921		362,384	
		293,362	189.4%	8,601	100.5%	301,963	184.7%	150,467	75.6%	452,430	124.8%
追徴税額	本税	23,151		775		23,926		18,371		42,297	
		44,195	190.9%	428	55.2%	44,624	186.5%	8,602	46.8%	53,226	125.8%
	加算税	3,936		92		4,027		72		4,100	
		9,326	236.9%	63	68.5%	9,389	233.2%	198	275.0%	9,587	233.8%
	計	27,087		867		27,954		18,443		46,397	
		53,521	197.6%	491	56.6%	54,013	193.2%	8,800	47.7%	62,813	135.4%
一件当たり	申告漏れ額	1,040		306		924		43		76	
		1,133	108.9%	210	68.6%	1,007	109.0%	29	67.4%	83	109.2%
	本税	155		28		135		4		9	
		171	110.3%	10	35.7%	149	110.4%	2	50.0%	10	111.1%
	加算税	26		3		23		0.1		1	
		36	138.5%	2	66.7%	31	134.8%	0.1	100.0%	2	200.0%
	計	182		31		158		4		10	
		207	113.7%	12	38.7%	180	114.0%	2	50.0%	12	120.0%

- 注) 1 令和 3 年 7 月から令和 4 年 6 月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
- 2 上段は、前年度実績の計数である。
- 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
- 4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税を含む。
- 5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、119件（前事務年度162件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、98件（同68件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、5億4千5百万円（同6億8千6百万円）となっています。

○ 譲渡所得の調査等の状況

事務年度等 項目	2事務年度	3事務年度	対前年比
① 調査等件数	件 162	件 119	% 73.5
土地建物等	155	112	72.3
株式等	7	7	100.0
② 申告漏れ等の 非違件数	件 68	件 98	% 144.1
土地建物等	61	91	149.2
株式等	7	7	100.0
③ 非違割合 (② / ①)	% 42.0	% 82.4	ポイント 40.4
土地建物等	39.4	81.3	41.9
株式等	100.0	100.0	0.0
④ 申告漏れ所得金額	万円 68,556	万円 54,488	% 79.5
土地建物等	63,499	50,813	80.0
株式等	5,057	3,674	72.7
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	万円 423	万円 458	% 108.3
土地建物等	410	454	110.7
株式等	722	525	72.7

- (注) 1 土地建物等は、土地建物（分離譲渡所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。
 2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。
 3 計表内の計算は四捨五入前の計数を使用している。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

○ 無申告等の調査を重点的に実施したことにより、実地調査（特別・一般）の1件当たりの追徴税額は過去10年間で2番目

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が182件（前事務年度90件）、着眼調査が28件（同13件）であり、簡易な接触の件数は1,100件（同1,048件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は1,310件（同1,151件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は911件（同647件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、2億3百万円（同5千万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは1億9千4百万円（同4千8百万円）、着眼調査によるものは9百万円（同2百万円）となっています。
- 1件当たりの追徴税額は、特別調査・一般調査によるものは107万円（同54万円）、着眼調査によるものは33万円（同14万円）となっています。
- また、簡易な接触による追徴税額は1億1千3百万円（同5千7百万円）となっており、調査等合計では3億1千6百万円（同1億7百万円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般		着眼		計						
			対前年比									
調査等件数	件	90		13		103		1,048		1,151		
		182	202.2%	28	215.4%	210	203.9%	1,100	105.0%	1,310	113.8%	
申告漏れ等の非違件数	件	79		12		91		556		647		
		156	197.5%	26	216.7%	182	200.0%	729	131.1%	911	140.8%	
追徴税額	本税	万円	4,098		144		4,242		5,429		9,671	
			16,088	392.6%	746	518.1%	16,834	396.8%	10,706	197.2%	27,540	284.8%
	加算税	万円	741		37		778		227		1,005	
		3,336	450.2%	182	491.9%	3,518	452.2%	564	248.5%	4,082	406.2%	
	計	万円	4,839		180		5,019		5,656		10,676	
		19,424	401.4%	928	515.6%	20,352	405.5%	11,269	199.2%	31,621	296.2%	
一件当たり	本税	万円	46		11		41		5		8	
			88	191.3%	27	245.5%	80	195.1%	10	200.0%	21	262.5%
	加算税	万円	8		3		8		0.2		1	
		18	225.0%	7	233.3%	17	212.5%	0.5	250.0%	3	300.0%	
	計	万円	54		14		49		5		9	
		107	198.1%	33	235.7%	97	198.0%	10	200.0%	24	266.7%	

- 注) 1 令和3年7月から令和4年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
- 2 上段は、前事務年度の計数である。
- 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出者に対する提出依頼を行った件数を含む。
- 4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。